

■滋京奈地域人材育成協議会会則

第1条 【名称】

本会は、滋京奈地域人材育成協議会（以下、「本会」という。）と称する。

第2条 【目的】

本会は、滋賀県、京都府、奈良県等の大学、短期大学及び産業界等が連携して地域で活躍する人材を育み、地域に還元することを目的とする。

第3条 【運営の原則】

本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益となるような事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

第4条 【事業】

本会に事業部門と研究開発部門を設置し、各部門において地域に根差した人材育成に係る事業を展開する。

第5条 【組織及び構成】

本会は、第2条の目的に賛同する滋賀県、京都府、奈良県等の大学、短期大学及び産業界等で組織し、理事会において入会を承認されたもの（以下、「会員」という。）をもって構成する。

2 大学会員は、前条の事業部門または研究開発部門のいずれか1つ以上に所属し、必要に応じて開催される諸活動に参加するものとする。

第6条 【役員】

本会に次の役員を置く。

会長 1名

顧問 若干

副会長 1名～5名

専務理事 1名

常務理事 3名～7名

理事 3名～20名

監事 1名～3名

2 会長及び副会長は、会員の構成員の中から総会において選任する。

3 理事は、会長が会員の構成員および事務局の代表者の中から推薦し、総会において選任する。

4 専務理事、常務理事は、理事の中から理事会において選任する。

5 顧問は、会長が理事会の承認を経て連携団体または個人に委嘱する。

6 監事は、会長が理事会の承認を経て理事以外の会員の構成員の中から選任する。

7 会長、副会長及び理事が辞任により任期途中で欠けた場合、第2項及び第3項の規定にかかわらず、補欠の役員を理事会の決議で選任することができる。

8 任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

9 増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

10 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 【役員の職務】

会長は、総務会を主催し、本会則の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。また、理事は、理事会を構成し、本会則の定めるところにより本会の業務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を司り、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の事業活動と運営を推進するとともに理事会を主催する。

5 常務理事は、各種事業の運営等を行う。

6 理事は、理事会で審議、報告、上程し、また事務を総理する。

7 顧問は、本会の運営に関し、指導・助言するほか、総会及び総務会に出席し、意見を述べることができる。

8 監事は、理事の業務状況を監査すると共に、定期的に年度ごとの会計における監査を行い、総会に報告をする。

第8条 【会員】

本会に次の会員種別を設ける。

(1) 大学会員 本会の目的に賛同する大学・短期大学・専門学校等

(2) 企業・団体会員 本会の目的に賛同する企業・行政・団体等

第9条 【入退会】

本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。また、退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を本会に提出しなければならない。

2 本会は、年度内に会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第10条 【除名】

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決によってその会員を除名することができる。

(1) 会費等に関する未納を含め本会会則に対する重大な違反が生じた場合

(2) 本会の名誉を著しく毀損する行為、又は本会の目的に反する行為、又は会員としての品格を損なう行為があった場合

(3) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合、あるいは反社会的勢力との関与が明らかになった場合

(4) その他、除名すべき相当の事由がある場合

第11条 【総会】

総会は、最高議決機関として第8条第1号及び第2号の会員をもって構成する。

2 定時総会は年に1回開催し、次の各号について承認または議決する。また、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長・副会長及び理事の選任及び解任
- (2) 会則の変更及び廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (4) 事業報告及び会計報告
- (5) 前各号に定めるほか、会長が必要と認めた事項

3 総会は会長が招集し、議長を指名する。

4 会長は必要に応じて会員以外の関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 【総務会】

総務会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事、顧問他、会長が必要と判断する者をもって構成し、次の各号を行う必要があると認めた場合に開催する。

- (1) 理事会協議・審議事項の検討・指示・確認
- (2) その他本会の運営に関する重要事項の協議

2 総務会は会長が招集し、議長を指名する。

3 会長は必要に応じて構成員以外の関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 総務会は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 【理事会】

理事会は総会、総務会に次ぐ議決及び執行機関であり、すべての理事及び会長が必要と判断する者で構成され、定期的で開催し、次の各号を審議、承認、執行する。

- (1) 総会の開催に関する事項
- (2) 会則の変更及び廃止に関する事項
- (3) 各事業に関する業務執行に関する事項
- (4) 会長及び副会長を除く役員を選任、推薦及び承認に関する事項
- (5) 会員の入会及び除名に関する事項
- (6) 緊急を要する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか本会の運営に関する事項

2 理事会は専務理事が招集し、議長を指名する。

3 専務理事は必要に応じて構成員以外の関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 【部門】

第4条の事業を円滑に遂行するため、本会に次の部門を置く。

(1) 事業部門

(2) 研究開発部門

- 2 各部門は年度ごとの事業計画を作成し、総会の承認を得る。
- 3 各部門の運営については、理事会で定める。
- 4 各部門は、部門長並びにリーダー、サブリーダー及び担当者をもって構成し、各構成員は、それぞれの業務に関し円滑に運営するよう努める。

第15条 【会計及び会計年度】

本会の会計は、年会費、入会金、その他の収入によって賄われる。

- 2 予算及び決算は、総会の承認を得るものとする。
- 3 会計責任者は会長とし、会計庶務は事務局が担当する。
- 4 会計監査は監事による監査をうけるものとする。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 【事務局】

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 理事会は、必要に応じて団体・企業等に事務局の業務を委託することができる。

第17条 【会費】

大学会員は、年会費として金50,000円を、企業・団体会員は、金120,000円をそれぞれ納入するものとする。

- 2 企業・団体会員は、原則、入会時に入会金として金20,000円を納入するものとする。
- 3 既納の年会費及び入会金は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

第18条 【その他】

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する事項については、理事会で定めることができる。

第19条 【会則の変更及び廃止】

本会の会則の変更及び廃止は、理事会で審議し、総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月16日から施行する。